

東区人権尊重啓発連絡会議規約

(名 称)

第 1 条 本会は、東区人権尊重啓発連絡会議と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法の趣旨に則り部落差別をはじめ一切の差別をなくすため、地域ぐるみの自主的な推進組織づくりの促進をはかるとともに、区民の人権意識を確立し、もって差別のない明るいまちづくりをめざすことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 委員相互の連絡、意見交換等
- (2) 研修会、講演会の開催
- (3) 広報紙その他各種資料の作成及び配布
- (4) 関係団体との意見交換
- (5) その他目的達成に必要なこと

(構 成)

第 4 条 本会は、別表に掲げる東区内の各種機関・団体の代表者を委員として構成する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 参 与 1 名
- (4) 幹 事 若干名

(役員を選任)

第 6 条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の中から総会で選任する。
- (2) 副会長、参与及び幹事は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第 7 条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 参与及び幹事は、第 11 条に定める運営委員会に出席し、会務を審議する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会 議)

第 9 条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会

2 会議は、すべて会長が招集し、会長が議長となる。

(総 会)

第10条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要あるときは、臨時に開くことができる。

2 総会は、委員で構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業報告に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) その他重要な事項。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、役員で構成し、随時開催する。

2 運営委員会は、総会に付議する事項を審議するほか、総会で決定した事項について執行する。

3 運営委員会に広報紙編集委員会をおく。

4 前項に定める広報紙編集委員会の委員は、委員の中から会長が委嘱する。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、東区役所総務部内におく。

3 事務局には、事務局長、事務局次長、事務局員若干名をおき、委員の所属する機関・団体の中から、会長が委嘱する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成元年8月31日から施行する。

2 本会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。

3 この規約を一部変更し、平成9年6月12日から施行する。

4 この規約を一部変更し、平成14年8月27日から施行する。

5 この規約を一部変更し、平成16年7月30日から施行する。

6 この規約を一部変更し、平成17年9月2日から施行する。

7 この規約を一部変更し、平成18年7月26日から施行する。

8 この規約を一部変更し、平成21年7月6日から施行する。

9 この規約を一部変更し、令和2年7月20日から施行する。

各種機関・団体

東区各校区人権尊重推進協議会
東区各校区自治協議会等
東区自治組織会長会
東区交通安全推進協議会
東区衛生連合会
東区区民スポーツ振興会
東区区民スポーツ振興会実行委員会
東区男女共同参画連絡協議会
東区民生委員・児童委員協議会
東区ねんりんクラブ連合会
東区小学校長会
東区中学校校長会
東区小学校PTA連合会
東区中学校PTA連合会
東区公民館館長会
東区子ども会育成連合会
東区青少年育成協議会
東保護区保護司会
東区社会福祉協議会
東区役所